資料３－１

政策評価・独立行政法人評価委員会による「独立行政法人の諸手当及び法定外福利費に関する調査結果」の公表について

１．経緯

政策評価・独立行政法人評価委員会は、各独立行政法人の給与規程について、国と異なる諸手当の適切性の観点から分析を行い、「独立行政法人の諸手当及び法定外福利費に関する調査結果」（以下「調査結果」という。）として取りまとめ、平成21年12月９日に公表した。

２．調査結果における沖縄科学技術研究基盤整備機構の諸手当の記載内容

①俸給の特別調整（役職手当・管理職手当）

俸給月額に支給割合を乗じて支給額を算定する定率制を採用している法人※として法人名が列挙されている。
（他に、科学技術振興機構、日本学術振興会など９法人）

※　国は役職段階ごとの「定額制」で支給

②住居手当（住宅手当）

国より高い支給額※を定めている法人として例示されている。
（他に、理化学研究所及び日本貿易保険の２法人が例示）

任期制職員が負担する家賃（２台までの駐車場料金及び居住維持費を含む）の月額５分の４に相当する額（各々の研究を統括する立場にある代表研究者の月額の上限は160,000円）を支給している。 （沖縄科学技術研究基盤整備機構）

※　国は借家等を借りる場合に月額27,000円を上限として支給
※　機構の定年制職員は、国と同様に月額27,000円を上限として支給
※　機構の任期制職員は、役職段階ごとに下記の額（月額）を上限として支給

・代表研究者	160,000円
・グループリーダー（研究員）	100,000円
・研究員	60,000円
・技術員	40,000円
・研究補助員・事務員	40,000円

③期末手当（期末特別手当）、勤勉手当

職務別加算や成績率の支給割合や、支給額算定方法が国と異なっている法人※として法人名が列挙されている。
（他に、国民生活センター、日本原子力研究開発機構など 33 法人）

※　国のボーナスの支給額は、
「期末手当」と「勤勉手当」とを合算した額
※　機構の定年制職員のボーナスの支給額は、
「期末手当」として算定された額のみ
→国の「勤勉手当」の中で考慮される勤務成績は、期末手当の算定の中で考慮する。
なお、任期制職員には期末手当は支給されない。